

# CAPS Newsletter

The Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University

No.88

October, 2005

## CAPS 改革案を作成中です

所長 鈴木 健二

夏休み前の話ですが、東京のある大学で「大学の研究活動は、いま」と題したシンポジウムが開かれました。同大学術研究所10周年を記念して催されたもので、私もCAPSを代表してパネラーとして招かれました。中央大学の研究所長も出席して、大学の学術研究所の在り方をめぐって真剣な議論が繰り広げられました。

大変、有意義な会議だったのですが、愕然としたことが一つあります。300人は入る広い会場に、参加したのは当該学長以下、わずか10人前後だった、ということです。研究所の記念事業であり、他大学から発言者・討論者を招待しながら、たった10人前後とは、同研究所の研究所長が「大勢に参加してもらおうと、教職員全員に案内状を差し上げたのに……」と、会議の席上で怒りをにじませていましたが、同じ研究所をあずかる者として、がらんとした会場をみながら私もやるせない思いをしました。

こんなことは表沙汰にすべきではないかもしれませんが、しかし、大学の研究活動の実態を象徴するものではないかと、私はあえて書きました。

幸い、本センターの主催する講演会には200人前後が集まり、とくに武蔵野市民が大勢参加してくださるので、やりがいを感じてはいます。しかし、その陰では事務局が涙ぐましい努力をしています。本センターの目玉は学内教員を中心とする研究プロジェクトの推進ですが、プロジェクトに応募する教員が目立って減ってきています。募集に先立ち、教員全員に案内を出し2日間にわたって10号館で説明会を開きましたが、台風の影響もあって、参加者はわずかでした。

原因はいろいろあるでしょう。私どもの宣伝に



プロジェクト会合もよく開かれているが

問題があるのかもしれませんが。よそから資金をもらっていて、研究費が潤沢なのかもしれません。あるいは大学の教育や管理運営業務が忙しくて、余裕のないことも一因でしょう。「いや、教員の研究マインドが落ちているんだよ」と、CAPSの元所長が述懐していました。同じような意見は大学当局からもよく聞かれます。

「たとえそうだとしても、そうやってしまえばおしまい」と、大学や学園の責任者からいわれました。だめだから組織を潰す。成果がないから予算を削る。市場原理に従えば、その通りかもしれません。しかし、いったん解体すれば、将来にわたっての芽を潰すことになりかねません。無から有は生まれないのでから。

ない知恵を絞って、CAPS改革案を作っています。各方面の意見を聴取したうえで、公表します。これがCAPS最後の機会かもしれないと、渾身の力を込めて頑張りたいと思います。

CAPS 連続講演会 <安全・安心を考える>

## 第3回 「デジタル化でプライバシーは どうなる？」

ジャーナリスト 櫻井 よし子

7月14日、成蹊大学にて櫻井よし子氏の講演が行われた。以下に講演の概要を紹介する。

今回の講演のテーマは、デジタル化時代に我々の情報をどう守るか、そしてデジタルのメリットをどのように使うかである。国家は国民一人一人についての膨大な情報を持っており、最も情報を持っているのは政府である。コンピュータ化によって、情報の分類整理が容易になり、それ以前は各省庁が分担して所管していた情報を、一つにまとめることが可能になった。情報の分類のために番号をつける必要が生じたことが、住基ネットの基本にあるだろう。

住基ネットは、自治省が所管している。住基ネットでは、市町村と独立行政法人地方自治情報センターを回線で繋ぎ、センターが設置・運用するサーバに市町村が入力した個人情報と保存して、全国でネットワーク化している。各省庁などの政府機関は、直接自由にこのセンターへアクセスできるため、住基ネットにおける都道府県存在感は薄い。一方で市町村の現場の負担は増加し、情報の漏洩を防ぐためのコストもかかる。それを負担するのは市町村、ひいては我々の税金である。

住基ネットに関する議論のなかで、個人情報保護法が制定された。しかし、これは民間企業に厳しく情報管理を強制するものであっても、行政には責任を問わない法律である。しかも、個人情報を、例えば文科省から警察へと、政府機関の間で使い回すことが可能となっている。情報を故意に漏洩することでもしない限り、行政が罰せられることは無く、中央省庁に有利な法律となっている。

住基ネットのメリットは何か。転居などの際、住民票を取る手続きが簡便化すると総務省はアピールするが、児童手当や老人福祉関連の手当などは、転居前の市役所に出向かねばならず、パスポート取得の際も住民票に加えて、戸籍謄本が必要なので、便利さは無い。当時の片山総務大臣は、全国知事会において、効率良く仕事を行うために、地



方の市町村から住基ネットへの要望が出ていると説明していた。しかし、櫻井氏が長野の120市町村、福島、兵庫の市町村を調査して回ったところ、どこも住基ネットを希望していなかった。実際は、ある日総務省から市町村へ住基ネットの準備をするようにと通達があったとのことであった。その結果、強大な情報のネットワークの構築に対応しきれない現場も多く、多額の金を支払い業者に丸投げすることとなった。設置されたコンピュータの管理は甘く、市町村の現場から、いかにセキュリティを守るべきかという問合せが地方自治情報センターへ多く寄せられている。しかし、センターからの有効な回答は得られていない。地方自治情報センターから市町村へ日々多くの指示がくんだり、その支持に対応しきれない場合、業者が代行している。その業者の人材から、また技術的な部分(ファイアーウォール)から、情報漏えいの可能性がある。長野県では、市町村の了解を得て、技術者がシステムに侵入を試みて、成功した。しかし総務省は、長野県が違法行為になるのを恐れて侵入を中断したにもかかわらず、中断したことを根拠にシステムを安全だと反論した。これを受けて長野県審議委員会は、いかに情報を守るのかについても議論し、総務省に提言を行い、総務省もこれを受け入れたため、システムのセキュリティは改善されたが、そのシステムのメンテナンスには、多額の費用がかかっている。

福島県矢祭町ほかいくつかの市町村は住基ネッ

トを拒否した。しかし、それらの市町村で、問題はまったく起こっていない。人口七千数百人の村では、年間2000万円近くかかるコストを払って住基ネットを維持するよりも、拒否するほうが、はるかに効率が良い。

住基ネットを支える思想は、政府が国民の情報を自由に使えるというものである。問題は、なぜ国民が政府に対しこれを許すのかである。政府の持つ情報量は莫大で、情報を持つ側は、圧倒的に強い。持たないものは、相対的に弱い。強い側をより強くするのがコンピュータ社会である。情報の自己コントロール権という考え方があるが、最近の動きを見ると、ほとんど機能していない。

人権擁護法案が自民党で審議され、政争の具にされている。この法案の二つの大きな問題点は、まずメディアに関するもので、取材に対する大きな規制を行っている点である。電話やファックスで、繰り返し取材の依頼をすることを、つきまといであり、人権侵害であるとして規制している。いわゆる朝駆け取材なども、人権侵害とされる。これは国民の知る権利への挑戦といえるだろう。次に人権擁護法案では、首相から任命された5人から成る人権委員会と、全国で2万人の人権擁護委員を設置するとしている。そしてこの委員がいろいろな人権侵害の事例を集めて報告することになっている。人権擁護法案に於いて、人権侵害に対する法の規定は人権を侵害することであるとされ、人権侵害を助長することや心を傷つけることが禁止されている。いずれもひじょうに曖昧な法律で、法律を使う側の恣意的な判断の余地を多く含んでいる。

コンピュータに詳しく総務省のアドバイザーも務める、ネオテニー社長の伊藤穰一氏は、日本政府の中にはプライバシーや個人情報を守る意識が無く、にもかかわらず巨大な住基ネットのようなシステムを行っており、世界中の注目を浴びていると発言している。

他国の例では、スウェーデンは、国民総背番号制を採用し、成功している。しかし、スウェーデンには、500年にわたって、広大な国土に散在する集落で暮らす少数の国民が、必要に応じた福祉を受けるため、個人情報を自ら提供した歴史があり、教会を中心に情報を集めるシステムがあった。スウェーデンでは、国民自ら国が情報を持つことを希望し、社会全体が、社会民主主義的な国家である。彼らは、高額な税金を納付しても、それ以上の福祉を享受する人々である。韓国では、国民に番号を付け、コンピュータに入力する計画があっ

たが、大論争となり、結局番号を付けるのみでコンピュータ入力はしなかった。

日本の住基ネットカードは非接触型の物で、読み取り機械があれば、離れた所からでも情報を取れる。誰が情報をコントロールする権利を持つのか。納税者番号と住基ネット番号はいずれリンクするだろう。技術的には可能でも、コンピュータを使いこなす心があるかどうか。賢い国は踏みとどまっている。日本は、総務省が上からの命令で住基ネットを行い、その負担は私たちの税金である。住基ネットはいずれ破綻するだろう。今、身を守る方法は、コンピュータに情報を入れないことである。



#### 質疑応答

Q)住基ネットに対するマスコミの対応についてどう思うか。A)毎日新聞 臺宏士氏の報道が優れていた。Q)住基ネットは犯罪・テロ防止に役立つか。A)住基ネットの情報は日本人に限っているので、外国人犯罪には有効でない。Q)結局のところ総務省の目的はなにか。A)総務省対財務、通産省の勢力争いである。国民全体を網羅するネットをつくり、力を持ちたいという争いであり、ネットワークを作ることが大切だった。Q)すでに住基ネットが始まっていて、これから止めるメリットはあるか。A)前向きのメリットは無い。今後かかるコストが必要なくなる。個人情報を守れるようになる。Q)個人情報保護法と人権擁護法案は、専門家の議論を経て決まったのでは。A)審議会で専門家を集めて議論しても、その成果が法律に反映するかどうかは別。道路公団がその例で、審議会が民営化案を提出しても法律は逆になった。結論ありきのイシューはそうなる。Q)住基ネットに対して、今後どのような態度をとるべきか。A)地方自治体に働きかけ、リコールのイシューにしても良いし、住民が声を上げていくことが大切。

(文責：特別研究員 川上代里子)

<センター交流招聘>

## 私のこれまでの道のりと今回の研究について

台湾義守大学助理教授 吳 柏憲

昨年の4月、私は日本での約11年間の留学生生活を終えて母国である台湾に帰った。11年という時間は長く、日本の生活にすっかり慣れてしまっていたので、帰るときは本当に後ろ髪を引かれる思いでいっぱいであった。

台湾に帰った後も引き続き専門の研究を続け、その後昨年の9月に成蹊大学の法学博士の学位をとらせていただき、今年二月から地元の台湾高雄にある義守大学という私立大学の日本語学科で教鞭をとることになった。

今回受け持ったのは日本語関連の授業が多かったのだが、中には日本の社会問題を扱う授業もあり、自分の専門知識が役に立った所も多々あったと思う。また日本人の恩師が薦めてくださった「寅さんシリーズ」を授業に取り入れてみたところ、学生になかなか評判がよく、日本の古きよき心を伝えられたという手応えを感じることもできた。

今年は、初めての常勤ということもあって時間的にも心理的にも余裕がなく、自分の専門である法律の研究に専念する時間を作ることが難しかった。今回この成蹊大学太平洋センターで一ヶ月間研究に専念する時間をいただき、私の研究テーマの一つである国家賠償法における違法性と故意、過失要件について再考することができ、大変感謝している。

今回の研究に当たって、台湾の国家賠償制度を日本で紹介すると共に、「台湾日月潭興業号事件」を素材に国家賠償における不作為について、日本での研究成果を取り入れ、現在台湾が抱えている問題点を意識しながら、本件の解明を新たな研究の出発点とした。

現在台湾が直面している問題点は、公務員の不作為に対する賠償義務をどうやって導出するかである。大法官解釈は「法律規範の目的の中に特定の人に対して作為義務があることが明白であり、

かつ裁量の余地はないにもかかわらず、故意過失により、職務を怠った場合、被害者は国に対し国家賠償を請求できる」とし、「保護規範理論」に類似した基準を示している。

法律が行政庁に何らかの規制権限を認めている場合であっても、法律が行政庁にその行使を義務付けていることはまれで、規制権限を行使すべきかどうかは行政庁の判断に委ねられているのが通例である。

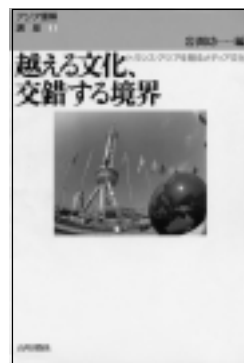
日本の場合、「裁量権収縮論」で違法性が認定される要件をみると、具体的危険の切迫性、予見可能性、結果回避可能性、期待可能性が考慮されている。「裁量権消極的濫用論」の場合にも、裁量権濫用の有無を判断する際には、結局これとほぼ同じ要件が考慮されるものと思われる。そして、予見可能性と結果回避可能性はまさに過失を認定する際の要件にほかならず、これらの要件を全体的に見れば、不作為の違法性の判断は過失の判断と実質的に異ならないことが窺われる。

権限ある機関が権限を行使しなかったことにつき、根拠法令の趣旨から見て過失がなかったかどうかという理論構成を採ることは決して不可能ではなく、その方がむしろ適切に規制機関の責任を認定する機能を果たすことが期待できるのではないだろうか。

そのため、私は台湾の国家賠償法の解釈論として、違法性を「受忍限度論」に置き換え、「結果の無価値」として理解すべきではないかと考えている。抽象的な法律の解釈ではなく、現実が発生した損害を重視するのである。不作為の賠償責任を導出する手法として、作為義務よりはるかに厳格な過失を前面に出すことによって、国家賠償法の事故予防機能あるいは組織の監督機能が期待できるのみならず、それが、「保護規範理論」を打ち破る最大の目的でもあると思われる。

## 越える文化、交錯する境界 - トランス・アジアを翔るメディア文化 -

特別研究員 川上 代里子



本書は、岩淵功一の序章と、8人の著者の論文による三部八章から構成されている。そして、テレビ、映画、音楽、マンガなどのメディア文化をとおして、アジア域内の国・ネーションの枠組みを揺るがす文化や人の越境的流動と、幾多の境界線が不均衡に交錯、折衝する様相を、多面的に描き出すことを目的としている。

第一部「越えるつながり、越えない文化」の第1章「日本偶像劇」と錯綜するアイデンティティ」において、伊藤守は、台湾における日本製テレビドラマのブームを、植民地時代の国語＝日本語から国民党政権下の国語＝北京語への言語政策の歴史と、その言語の位階関係の基底をなす政治、文化、経済的文脈のなかで、検討していく。第2章「犬はあなたで、犬はわたし」で、清水知子は、ベルギー北部を舞台にイギリス人作家によって書かれた『フランダースの犬』が、日本でアニメとして製作されヒットし、韓国でも放映された事例を取り上げる。清水氏は、同名の韓国映画の分析とともに、高度経済成長を経験し、共に消費社会に足を踏み入れ世界化に向かった日本と韓国両社会を支えたくみを明らかにした。第3章「タイの歌はきこえてくるか？」で松村洋は、タイのポピュラー音楽の流通を題材に、言語の問題やタイにおいてそもそもアジアという概念はあるのかといった問題を提起しながら、ポピュラー音楽の国際的な流通を考えるとときに重要だと思われる検討課題を述べている。

第二部「ナショナル化されるトランスナショナル」の、第4章「東アジア・テレビ交通のなかの中国」において、青崎知行は中国のテレビ空間を中心とする東アジアにおけるテレビ放送番組の越境の状況を検証している。中国市場への韓国、台湾番組の流入と規制に焦点を当て、政治的要因や産業戦略が複雑に交錯しあう現状を指摘し、さらにこの問題は、「韓国」番組といったナショナルカテゴリーに回収されない領域への考慮も必要であると主張する。第5章「韓国マンガ」という戦略」で山中千恵は、日本大衆文化輸入禁止のもと、一方では海賊版日本マンガの影響を受けてきた韓国マンガ市場が、自国のポピュラーカルチャーに対する自信の高まりと、それを産業に結びつけようと

いう文脈の中で、アジア域内やヨーロッパへ進出していく過程を述べている。その中で、実際はハイブリッドな韓国マンガが「韓国文化」というナショナルなラベルを必要とされる点を指摘する。

第三部「内なる「越境アジア」」第6章「円環の外へ」では、田仲康博は、現在の日本のアジアブームのなかで、我々がアジアを客体化して語る・視る行為に、ある倒錯がひそんでいるとする。それは、日本もアジアの一部であるにもかかわらず、アジアを語るときに自分のことを含めて話しているということに思い至らない事に原因がある。田仲氏は、日本の沖縄やベトナムをめぐるメディア表象を分析し、予定調和で居心地の良いイメージ世界のなかに、彼らを他者として距離をもって描いていると批判する。第7章「在日音楽」という想像力」では、東琢磨は、「在日音楽」という漠然とした言葉・概念・カテゴリーを想像することを試みる。それは、韓国、北朝鮮という国家間或は国民文化間の問題と同時に、日本の文化・社会的な歴史と現状について、考え、未来を構想することになるはずだと主張する。第8章「ベトナム系住民とディアスポリック・メディア消費」で、日吉昭彦は、世界各地に点在するベトナム系住民(以下越僑)社会が、社会主義体制を持つ本国ベトナムとの対立関係ゆえに育んだ独自の越僑メディア文化に焦点を当てる。日本の越僑社会が米国の越僑と協力して音楽イベントを成功させるまでを描き、また米国における越僑とベトナム系以外のアジア人による文化のコラボレーションにも触れ、世界各地に点在する越僑社会で展開してきた越僑のポピュラー音楽文化が、地域を越えた「アジア」の中で生成されるメディア文化になってきていると主張する。

上記の論文に共通するのは、国民国家の枠組みを所与の前提とせず、国境をまたぐメディアと文化の交錯にまつわる政治性への認識をもっている点である。そのため、様々な国家を取り上げながらも、著作全体を通して、個々の事例の寄せ集めではない一貫性と、越境する文化のダイナミズムを感じ取ることができた。

(山川出版社、2004年3月)

## 雑誌論文から

特別研究員 川上 代里子

センター資料室および大学図書室の新着雑誌に掲載されている論文・記事の中から、中国-台湾関係、特に台湾と中国のナショナリズムの視点からの論文を取り上げ、その内容を紹介します。

*ASIAN AFFAIRS*, Vol.32, No.1

"The Taiwan Presidential Election and Its Implications for Cross-straits Relations: A Political Cleavage Perspective"

Joseph Y.S. Cheng

Camoses C. K. Tam

本論文では、2004年の台湾総統選挙に焦点をあて、台湾社会に存在する政治的分裂について、特に中国統一派と台湾独立派について検証している。投票行動は、その時の社会構造を反映すると考えられる。台湾社会は、統一派と独立派に分裂し、またエスニック集団によって分裂している。台湾社会の民族構成は、外省人、本省人(福佬人、客家、先住民)に分類される。しかし、本省人と外省人の区別は交婚などの例も多く曖昧で、アイデンティティのシンボルとして政治的動員の目的で、分類される。対中国関係について、本省人のなかでは福佬人は近年独立派への支持を強めており、客家、先住民は現状維持派である。

国民党の支配下におかれた時代に、台湾社会は本省人と外省人に分裂し、その分裂は統一派と独立派の分裂に発展し、1996年選挙ではその対立が激化した。2004年総統選挙では、与党民進党の陳水扁の現職候補(汎緑勢力)と野党国民党連戦総統候補(汎藍勢力)の戦いとなった。現職の陳水扁政権下での経済停滞などにより、汎緑勢力不利との見方もあったが、独立問題など分裂を巧みに利用して有権者の関心を逸らすことにより、与党民進党の勝利となった。

統一/独立問題によってつくられたエスニック集団の分裂は、台湾政治の特徴であるが、これは成

熟した政治文化の発展を妨げるものである。近年では有権者の支持を得るために、与野党間の政策的相違が無くなってきているが、対中国政策が政党支持を得るために重要であると見なされ利用される限り、根本的な政治の変革は望めないだろう。

**国際問題** No.535

「台湾総統選挙とポスト民主化期の政治再編」

若林 正文

本論文は、台湾で初の総統直接選挙が行われた1996年以降の台湾総統選挙に焦点を当て、民主化のプロセスにおける台湾の政治構造変化の趨勢を論じている。台湾の民主化は現体制エリートの主導下で行われ、民主化後も国民党の一党優位体制への移行が展望されていた。しかし、その後の国民党の分裂と衰退による政党システムの変容は、台湾ナショナリズムの主流化や、エスノポリティクスをもたらした。

台湾社会は漢族の移住や日本の植民地支配を経験して、重層的なエスニック構成を有するに至り(「多重族群社会」)、戦後この多重族群社会は外省人優位の国民党公定中国ナショナリズムのヘゲモニー下で再編され、さらに1980年代以降、民主化運動、エスニック運動、台湾ナショナリズムの衝撃下で再編された。本来、民主化運動、エスニック運動、ナショナリズムは、それぞれ異なった目標と論理をもつ思想と運動であるが、戦後台湾の国家・社会関係の文脈で、この三者は民主化期に大きく重なってしまった。民主化要求の中に外省人優位に対する不満が存在し、戦後公定中国ナショナリズムによる人口多数者の土着文化の周辺化への不満は、台湾ナショナリズムへ吸収された。こうして、政治競争が部分的に群族化、民族化していったのである。民主化期には、外省人に族群投票(ethnic voting)の傾向が強まった。また本省人内でも、少数派である客家や非漢族の先住民族もエスニシティを刺激され、この多重族群を統合するため、多数派の福佬人は、台湾ナショナリズムの言説を必要とするようになる。このような民主化運動の民族化のなかで、民主体制下の政治競争のイデオロギー対抗軸として台湾ナショナリズム対中国ナショナリズムの軸が残された。現在の

民進党政権下では台湾ナショナリズムの主流化が  
おこり、このことにより中国との関係に問題が生  
じている。台湾海峡の安定や台湾民主体制の安定  
にとっても、第二期陳水扁政権には慎重な舵取り  
が求められる。

*Asian Survey*, Vol.XLIV, No.4

"Taiwan's national identity politics and the prospect  
of cross-strait relations"

Yun-han Chu

本論文では、台湾海峡情勢にかんする二つの相  
反する見解について検証し、台湾の対中国政策を  
模索している。第一の見解は中国と台湾の軍事的  
衝突の可能性を示唆し、第二の見解は経済的統合  
による平和的な両国の融和を予測する。

前者の見解は、台湾の民主化の過程で主張され  
た独立国家への志向は、中国政府に衝撃を与え、米  
中関係をも悪化させると主張する。そして民主化  
後誕生した陳水扁政権は、国民の支持を得るため  
に台湾アイデンティティという情緒的でシンボ  
リックな問題を掲げざるを得ないとし、また中国  
政府もナショナリズムの高揚するなか、世論を無  
視して穏健な台湾政策をとることが出来ないと指  
摘する。しかし中国の経済的な台頭と国際的地位  
の上昇につれて、中国と台湾を含む他の諸国との  
経済的相互依存は強化され、米中関係においても、  
相互に台湾政策に対する転換を促した。そのため  
軍事衝突回避への希望はあるとの反論がある。一  
方で、両国の融和を予測する見解は、進行する経  
済関係の強化を根拠としているが、この見解は慎  
重に検証する必要がある。1990年代の経済関係強  
化の一方で、中台の紛争は減少していない。

台湾の人々の意識に注目すると、李登輝、陳水  
扁による台湾化政策にもかかわらず、台湾選挙民  
の自己アイデンティティ調査が示すように、中国・  
台湾の二重のアイデンティティを持つ者は増加し  
たが、台湾または中国の排他的なアイデンティ  
ティを持つ者は多くはない。

台湾社会には、進行する中国との経済的相互依  
存のなかで、中国との経済関係から恩恵を被るビ  
ジネスエリートと世界市場からこぼれ落ちた単純  
労働者の二極が存在するが、前者は台湾経済を支

配し、後者は数に於いて前者に勝り、台湾ナショ  
ナリズムに敏感な人々である。この両者の必要に  
応える対中国政策を行わなければならないという  
点で、陳水扁政権は矛盾を抱えている。この点か  
ら台湾独立派、中国統一派の両者ともに、政治的  
影響力を持っている。しかしそれより多く存在す  
る合理主義者たちが、変化する国際情勢に対応し  
て、政治的均衡をもたらすだろう。

#### アジア研究 第51巻3号

「戦後台湾における文化政策の転換点をめぐって  
- 蔣経国による「文化建設」を中心に -」

菅野 敦志

本論文は、1970年代に蔣経国によって行われた  
「文化建設」と呼ばれる文化政策を検討し、これま  
での、台湾の文化政策の「中国化」から「本土化」  
(台湾化)への転換点を1987年の民主化以降に求め  
る前提に対し、1970年代にすでに本土化への政治  
変動が存在したことを主張する。

蒋介石時代には、文化大革命にたいするリアク  
ションとして中華文化復興運動による文化政策が  
行われていた。それは、古典や儒教倫理を基盤と  
した文化保守的傾向の強いものであった。しかし  
1970年代になると、台湾は、開発独裁体性下で着  
実な経済成長を遂げる一方で、国連脱退など国民  
党政府は国際的孤立を深めていた。国民党は政権  
存続の正当性を、国内に求めざるを得なくなっ  
ていた。蔣経国は、一方では「反共復国」を掲げた  
中国ナショナリズムによる統合を継続しつつ、文  
化政策においては、台湾化を行ったのである。文  
化政策のトップに台湾籍の陳奇祿を登用し、全国  
に図書館、博物館、音楽ホールの三点を備えるこ  
ととした。そして博物館には台湾の各地方の伝統  
や独自性を展示する計画が提唱された。それまで  
の文化政策では、「中華」はあくまで中心として、  
中原文化の宣揚がなされていたが、中国人・台湾  
人という重層的アイデンティティに対する理解を  
持つ陳奇祿の文化観は、中華文化が多元性と重層  
性を表徴しようという認識を持っていた。このこ  
とが、上記の文化政策を可能にした。全国に建設  
された文化センターは、李登輝時代の本土化(台湾  
化)政策の基盤となったのである。

< 国際的学術助成報告 >

## 世界俳句祭 (WHF) ルーマニア報告

経済学部教授 近藤 正

2005年6月14日から20日までルーマニアで世界俳句フェスティバルが開かれました。チャウシェスク政権の崩壊以来、ルーマニアで開催される国際大会としては三回目のもので、参加者は日本から11名、アメリカから5名、クロアチアから3名、インドから1名、スウェーデンから1名、その他地域の参加者を含めて合計68名。大会の主題は俳句と教育でしたが、ここにその一部を紹介します。

ニューヨーク州立大学のリチャード・シュネル教授が、大学院コースでの俳句教育について報告しました。彼の大学では「禅療法：癒しの俳句と自然」という講座があり、俳句が精神科のカリキュラムを構成する重要な要素になっています。

クロアチア俳句協会会長のヴィシユニャ・マクマスター氏は、百人一首のカルタを応用した「百人一句」カルタを作って、学校での英語教育に使っていることを報告しました。「百人一句」カルタは、クロアチア人の俳句100句を英訳したもので、そのゲームには、読み書き話し聞くなどの要素だけでなく、自然や文化も盛り込まれています。

もうひとりのクロアチアの参加者スンチツァ・シャメッチ氏は、歳時記を応用した俳句教育について報告しました。豆まき、ひな祭り、端午の節句などの年中行事にあわせて俳句を書き、学年の最後には一年のまとめとして、表彰式があります。年間行事で構成することによって、季節の移り変わりの中で文化を学ぶことができるのです。

もうひとりのクロアチアの参加者ズリンカ・シムノヴィッチ氏は、精神科医なのですが、自閉症と分裂病の患者を対象とした、俳句と絵を使った

俳句療法の臨床例について報告しました。

俳画にも強い関心があります。元コンスタンタ俳句協会会長ヨン・コドレスク氏の報告は、俳句と俳画を組み合わせた教授法についてでした。彼は現在ブカレスト大学の博士課程で俳画の研究をしており、ルーマニアで第一号の俳画博士になる日も近いようです。

私は連句の実作を紹介するために出席しましたが、日本語・英語・ルーマニア語の三ヶ国語連句に挑戦しました。四つのグループに分けて、夫々時間内に作品を仕上げ、一緒に三ヶ国語で作品を披講しました。このワークショップでの実作のほかに、夜一杯飲みながらの連句や、移動中のバスの中での連句も楽しみました。食事の時に句を回して付けてもらう、短連句もやりました。各国の参加者が連句に強い関心を持っていることは確かですが、芭蕉風の伝統的な連句を書いている人はまだ少ないようです。研究資料が限定されているためや、実際に連句の座を経験することがなかったためだと思われます。

私の出番の前に、元アメリカ俳句協会会長のラファエル・デ・グルトラ氏が、俳句を書くものは先ず連句を書くべきだ、と主張しました。これは画期的な認識の変化を表すものです。明治になって西洋から日本に個人主義的文学理論が入ってきて俳諧の近代化が迫られたとき、連句が否定され、連句のなかの発句が独立して俳句のジャンルが生まれました。現在はその逆の現象が起きています。個人主義よりもエコロジーのような共同主義とも言うべきものが尊重される時代背景の中で、座の文藝としての連句の価値が見直されてきたのです。



< 国際的学術助成報告 >

## 第9回国際認知言語学会に参加して

文学部助教授 森 雄一

2005年7月17日～22日にかけてソウル・延世大学で行われた第9回国際認知言語学会に、アジア太平洋研究センターの国際的学術活動助成を得て、発表者として参加しました。認知言語学は、1980年代に主としてアメリカの西海岸の言語学者からはじまり、約20年たった現在、生成文法にとってかわる言語学の一大潮流として隆盛しているものです。その交流の場として中心的な役割を果たしているのが、国際認知言語学会 (International Cognitive Linguistics Conference) であり、現在では、世界各国から多数の参加者を迎えて一週間にわたって行われる巨大な学会となっています。今回の学会も、基調講演が9本、一般の学会発表も1日に70本近くあったため、合計で400以上の報告がありました。テーマは、認知言語学の主流をなす認知文法とメタファー論がやはり多かったのですが、これからの進展が期待される神経言語学的なアプローチを用いたものや、今まであまり注目されてこなかった周辺的なトピックに関するセッションも多々ありこれからの認知言語学の動向をかいま見ることができたと思います。特に興味深かったのは、「身体の中の心」と題した二日間に渡るワークショップで、多くの言語において、心・感情をどのように表現しているか、それは身体に関する表現とどのような関係にあるか様々な観点から報告がありました。以前、上代の日本語において心が植物の喩えを使って表現される傾向が強いということを論じた論文を書いたことがあり、それ以降、心に関する言語表現には特に関心をいただいていたこともあって自分自身の研究を進める上で、大きな示唆を得たと思います。

私自身の報告は、シネクドキー（提喩）に関するもので、このテーマを扱っていたのは、今回の報告者のなかでも私だけでした。シネクドキーは、カテゴリーの上下関係に関わる比喻で日常の言語

のなかにも多く潜んでいます。たとえば、「花見」という場合の「花」は現代日本語では「桜」を意味することが普通ですが、この場合、上位カテゴリーを下位カテゴリーに代えて用いているので、シネクドキーの一例として考えることができます。従来のシネクドキー論は、このような事例を散発的に集めているにとどまっていたのですが、今回の私の報告では、シネクドキーと考えられる表現を大きく四タイプに分類し、それらの詳しい性質と相互関係を示したという点で、小さいながらも新しい貢献ができたと思っています。慣れない英語での報告でしたので、聴衆にどこまでアピールできたか不安でしたが、質疑応答の時間や休み時間などに興味を持ってくださった方々から多くのコメントをいただき少しほっとしました。司会をしてくださったのは次回の開催国であるポーランドの言語学者で、ポーランドのクラクフ大で2007年7月に開催される第10回国際認知言語学会でも発表されたいかがでしょうかと勧めていただいたことは励みとなりました。クラクフはとても美しい都市ですので、7月に一週間も大学を留守にするのは、同僚の先生方に申し訳ないのですが、何とか都合をつけて次回も参加したいと思っています。

会場校の延世大学は、韓国を代表する名門私立大学のように（「韓国の慶応義塾」という表現を使っていた日本人学者もいました）学会の時期、猛暑がソウルでも続いていたこともあり、正門から会場まで歩くのが少々つらいほど広大で壮麗なキャンパスでした。会場ではボランティアの肩書きで、延世大学の学生さんたちが多数協力しており、私も発表前にマイクが故障するなどのハプニングがあったせいもあり大いに助けてもらいました。聡明な韓国の大学生諸氏と交流できたことも今回の学会の思い出の一つです。

< 国際的学術助成報告 >

Harste-Burke Retirement Conference  
-Researching & Teaching in These Critical Times-  
ハースティ & バーク退官記念学会出席記

文学部教授 小野 尚美

ジェローム・ハースティ & キャロライン・バーク両教授退官記念学会は、平成17年5月19日から22日まで、米国インディアナ州ブルーミントンにあるインディアナ大学教育学部で行われた。成田からデトロイトへ向かい、そこから国内線に乗り換えてインディアナ州インディアナポリスまで行き、さらにリムジンでブルーミントンまで1時間かかるという片道約15時間の旅であった。

この学会は、その名称の通りハースティとバーク両教授の退官を記念する学会であった。アメリカの大学では特に退職年齢は設けていないので、退職する時期はそれぞれの教授が自分で決めるものである。今回のお二人の退官に関しては、惜しまれる声が沢山あったのだが、ご自身で区切りをつけることになさったとのことであった。このような理由で出席者は70名ほどであったが、そのほとんどがハースティ教授とバーク教授の教え子と同僚の教授等であった。また通常の学会と違い、これまでの両教授との思い出を語るためのセッションも設けられていた。そこでは今まで忘れていたエピソードを聞き、それまで知らなかった両教授の素顔を見ることができると、心温まる時間を過ごすことができた。

私は1985年から1992年までインディアナ大学で学生生活を送ったのだが、前半の2年間は修士課程で応用言語学を専攻し、残りの5年間は博士課程で言語教育学を勉強した。両教授との出会いは1987年であるから、かれこれ18年のお付き合いということになる。ハースティ教授は私の学位取得の際の副査であった。また、バーク教授の場合は開講

されている先生の授業を5年間で全て履修したほどで、私はいわゆるバーク教授の「追っかけ」であった。1992年に学位を取得してブルーミントンを後にしてから13年ぶりの訪問であったために、両教授や同級生等に「一体何をしていたのだ」とずいぶんからかわれた。お互い年月を感じさせるような風貌になったが内面は全く変わっておらず、話すとすぐに13年の空白を埋めることができたことは大変嬉しかった。

ハースティとバーク両教授のご専門は、Literacy Educationである。日本語でいうならばいわゆる教育学であるが、教養としての英語教育（英語を第一言語とする言語教育）を研究課題とする発表者だけでなく、第二言語または外国語として英語教育を専門に勉強している発表者もいるため、今回の学会での発表内容は主にEnglish as literacyとEnglish as a foreign languageの2分野に分かれていた。私は、The Nature of Reading Classes in Japanese High School という題で、英語を外国語として学ぶ学習者に関する研究発表を行った。平成14年から続けている科学研究補助金研究の一部であるが、日本の高等学校における英語I及びIIの授業をビデオ観察したものを質的に分析しカテゴリー化してその実態を明らかにするというものであった。今回は、ビデオ観察した様子をカテゴリー分析したものと、さらに教師と生徒間のInteractionの様子を立体的に分析したInteraction Analysisの両方の結果を発表した。博士号取得の際の審査委員の一人であったMartha Nyikos教授も発表を聞きに来てくださり、貴重なご意見をいただくことができた。

22日の午前中は、両教授の最終講義であった。先生方のお話は一言一言に重みがあり、我々卒業生も在校生も決して聞き漏らさないという気迫でお二人の話に聞き入っていた。両教授の言語習得についての見解は現在も変わっていない。私たちを取り巻く環境にある全てのものは記号として存在し、それらを解釈しながら言語能力を始めとする教養を身につけてきているという記号論的見解(Semiotic Perspective)である。また、その過程では言語だけが自己表現方法なのではなく、芸術(art)や身体表現(body language)も重要な役割を果たしてい

るというものである。あらゆる角度から学習者の知的発達に注目し、その育成に努めることが大切であるとしている。両教授のこの見解は、学生の指導方針にも影響を及ぼしていた。固定観念を持たず、個性を尊重し、長所に注目しながらそれぞれの学生の能力に合わせた指導には、常に柔軟性、寛大さ、忍耐強さがあった。インディアナ大学在学中もそうであったが、学生を指導する立場となっている今の私にとっても、ハースティ教授とバーク教授は恩師(mentor)であると改めて感じた。

## プロジェクト活動状況

- |  |  |
|--|--|
| 7月16日(土) アメリカの表象研究現地調査のため<br>海外出張(7月21日帰国)<br>出張者: 成蹊大学助教授・日比野啓<br>調査地: ニューヨーク(アメリカ合衆国)<br>目的: 調査、資料収集のため  | 場所: 西1号館4階アジア太平洋センター<br>会議室<br>参加者: 8名   |
| 7月23日(土) アメリカの表象研究会開催15:00-18:00<br>テーマ: 「Don DelliiloのUnderworldにおける<br>歴史と身体」<br>報告者: 早稲田大学専任講師・都甲幸治<br>場所: 西1号館4階アジア太平洋センター<br>会議室<br>テーマ: 「内なる報復者」<br>報告者: 成蹊大学専任講師・権田健二<br>参加者: 10名                                   | 8月1日(月) 言語のダイナミズム研究現地調査のため<br>海外出張(8月13日帰国)<br>出張者: 成蹊大学助教授・森雄一<br>調査地: プリスベン(オーストラリア)<br>目的: 文献・聞き取り調査等のため                                      |
| 7月25日(月) 差別禁止法研究会開催 17:00-19:30<br>テーマ: 「働く人を支援する仕組み ベネッセ<br>コーポレーションの事例」<br>報告者: ベネッセコーポレーション人財部人<br>財サポートセクション・伊藤恵子<br>氏、ベネッセコーポレーション<br>Parentingカンパニー本部セクション<br>リーダー・林美代子氏、ベネッセ<br>コーポレーション教育研究開発セン<br>ター基礎研究室室長・後藤憲子氏 | 8月5日(金) アメリカの表象研究現地調査のため<br>海外出張(8月12日帰国)<br>出張者: 学芸大学助教授・舌津智之<br>調査地: ロサンゼルス、サンフランシスコ<br>(アメリカ合衆国)<br>目的: 調査、資料収集のため                            |
|  | 9月10日(土) 言語のダイナミズム研究招聘研究者<br>として、クイーンズランド大学Uni-<br>versity of Queensland(オーストラリ<br>ア)名誉教授・David Leeデビッド<br>リーが「言語のダイナミズム」の研究<br>のため来日(9月20日まで滞在) |
|  | 9月13日(火) 言語のダイナミズム研究会(ワーク<br>ショップ)<br>~ 15日(木) 開催<br>13日(火) 14:00-15:30Lecture1:Basic Concept  |

14 日(水) 10:30-12:00Lecture2:Radial Categories  
14:00-15:30Lecture3:Construction

15 日(木) 10:30-12:00Lecture4:Mental Space

テーマ：認知言語学連続講義

報告者：クイーンズランド大学 Honorary Research Consultant(名誉教授)・David Lee

場 所：3号館 101 室

参加者：13 日 30 名

14 日 30 名

15 日 27 名

9 月 17 日(土) アメリカの表象研究会開催15:00-18:00

テーマ：「アメリカ民主主義・放射への壁  
"Bartleby, the Scrivener"における非在の拒否」

報告者：嘉悦大学非常勤講師・菅原大一太

テーマ：「マーク・トウェインと同性愛」

報告者：東京学芸大学助教授・舌津智之

場 所：西1号館4階アジア太平洋センター  
会議室

参加者：10 名

9 月 29 日(木) メディアと国家研究会開催 18 : 00-  
20 : 30

テーマ：ネット新聞は日本でも定着するか？

報告者：神田外語大学教授・永井 浩

場 所：西1号館4階アジア太平洋センター  
会議室

参加者：7 名

7 月 17 日(日) 国際的学術活動に関する助成をうけて、文学部森雄一助教授が会議開催地、大韓民国(ソウル)に出発(7月22日帰国)

7 月 21 日(木) センター主催拡大研究会開催 16:00-17:30

演 題：台湾の行政法 日月潭興業号事件を素材として

講 師：呉柏憲氏・台湾義守大学応用日語学系助理教授

場 所：西1号館4階アジア太平洋センター  
会議室

出席者：8 名

9 月 21 日(水) センター招聘研究者として、高麗大学(大韓民国)教授・鄭泰憲が「南北韓および日本の民族主義の表出現象比較研究を通じて見た21世紀の平和的東北アジアの展望」の研究のため来日(11月20日まで滞在)

## 出版

7 月 25 日(月) 『アジア太平洋研究』No.29 発行

## 交流コーナー

7 月 14 日(木) センター主催連続講演会「安全・安心を考える」第3回開催

演 題：「デジタル化でプライバシーはどうなる？」

講 師：ジャーナリスト・櫻井よしこ氏

場 所：5号館 201 室

出席者：186 名(市民 75 名)

### CAPS Newsletter 第88号

2005年10月15日発行

(編集発行)

成蹊大学アジア太平洋研究センター

〒180-8633 武蔵野市吉祥寺北町3-3-1

☎ 0422-37-3549 (ダイヤルイン)

FAX 0422-37-3866

E-mail : caps@jim.seikei.ac.jp

ホームページ : <http://www.seikei.ac.jp/university/caps/>